

議員提出第 4 号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67条）第112条および品川区議会会議規則（昭和53年品川区議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

平成 25 年 2 月 日

提出者

飯沼 雅子 中塚 亮

南 恵子

賛成者

石田 ちひろ 鈴木 ひろ子

品川区議会議長

鈴木 真澄 様

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

43,700	25,700	20,400
45,400	25,700	20,400
49,300	25,700	20,400
55,500	25,700	20,400
60,900	25,700	20,400
65,300	25,700	20,400
67,600	28,000	22,700

42,000	24,700	19,600
43,700	24,700	19,600
47,400	24,700	19,600
53,400	24,700	19,600
58,600	24,700	19,600
62,800	24,700	19,600
65,000	26,900	21,800

を

に、

		第23階層	前年分の所得税課税額が1,600,000円以上2,100,000円未満である世帯	70,700	31,100	25,800
		第24階層	前年分の所得税課税額が2,100,000円以上2,800,000円未満である世帯	73,800	32,300	27,300
		第25階層	前年分の所得税課税額が2,800,000円以上である世帯	77,000	33,500	28,800

を

		第23階層	前年分の所得税課税額が1,600,000円以上である世帯	68,000	29,900	24,800
--	--	-------	------------------------------	--------	--------	--------

に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(品川区立保育所における延長夜間保育等に関する条例の一部改正)

2 品川区立保育所における延長夜間保育等に関する条例（平成10年品川区条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

D階層の第13階層  
から第25階層まで

を

D階層の第13階層  
から第23階層まで

に

改める。

(説明) 子育て支援に反するため保育料の値上げを元に戻す必要がある。